社会福祉法人栄町社会福祉協議会会長の報酬及び役員等に対する 費用弁償に関する規程

(平成24年11月20日規程第8号)

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人栄町社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)の報酬及び理事、監事、評議員等(以下「役員等」という。) に対する費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の報酬の額)

第2条 会長の報酬の額は、月額10,000円とする。

(役員等に対する費用弁償)

- 第3条 役員等が次に掲げる会議等に出席した場合に、費用弁償として日額1,000円を支給する。ただし、栄町職員(特別職に属する職員を除く。)の職務として出席した場合は対象としない。
 - (1) 理事会
 - (2) 評議員会
 - (3) 監査
 - (4) その他、会長が招集する会議、研修会及び事務打ち合わせ会議
- 2 役員等が会長の依頼により、旅行したときは、その旅行について費用 弁償として旅費を支給する。
- 3 前項の規定により支給する旅費の額は、社会福祉法人栄町社会福祉協 議会旅費に関する規程(平成2年5月10日規程第8号)の規定の例に よる。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。 附 則(平成24年11月20日規程第8号)

(施行期日)

1 この規程は、平成25年1月20日から施行する。

(社会福祉法人栄町社会福祉協議会理事・監事・評議員の報酬に関する 規程の廃止)

2 社会福祉法人栄町社会福祉協議会理事・監事・評議員の報酬に関する 規程(平成24年1月20日規程第4号)は、廃止する。

附 則(平成26年12月5日規程第6号)

この規程は、平成26年12月19日から施行し、平成26年4月1日から適用する。